外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である天田柳英が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年二月九日

徳島県徳島市沖浜東一丁目三四番地
UZEN CORPORATION LIMITED
日本における代表者　天田　柳英

限定承認公告

本籍神奈川県藤沢市善行二丁目二五番地三五、最後の住所青森県十和田市西二十一番町六二―五七　被相続人　亡　工藤　武志

右被相続人は平成二十八年十一月十五日死亡し、その相続人は平成二十九年一月三十一日青森家庭裁判所十和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月九日

青森県十和田市西二十一番町六二―五七
相続財産管理人　工藤　恵子

限定承認公告

本籍岡山県倉敷市児島味野一丁目一六八一番地、最後の住所岡山県倉敷市児島味野一丁目一一番六号　被相続人　亡　岡本　清

右被相続人は平成二十七年八月二十五日死亡し、その相続人は平成二十八年十一月十四日岡山家庭裁判所児島出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月九日

東京都目黒区目黒本町六―九―一三
相続財産管理人　田中　一夫

限定承認公告

本籍神奈川県横浜市西区中央一丁目二九番、最後の住所横浜市西区中央一丁目二九番四号　被相続人　亡　相川　芳男

右被相続人は平成二十八年十二月三日死亡し、その相続人は平成二十九年一月三十日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月九日

神奈川県横浜市中区本町二丁目一九番地
弁護士ビル九階　伊藤正一法律事務所
限定承認者相川晴美
代理人弁護士　伊藤　正一

限定承認公告

本籍神奈川県平塚市平塚二丁目二一〇一番地、最後の住所神奈川県平塚市平塚二丁目三一番四号　被相続人　亡　織間　公一

右被相続人は平成二十八年八月十一日死亡し、その相続人は平成二十九年一月三十一日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月九日

神奈川県横須賀市大滝町一―二六清水ビル三階　横須賀市民法律事務所
相続財産管理人鳴海厚子
代理人弁護士　小林　秀俊
同　松田恵理子

限定承認公告

本籍富山県射水市坂東八〇番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　末藤　悟

右被相続人は平成二十八年五月十日死亡し、その相続人は平成二十九年一月二十四日富山家庭裁判所高岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月九日

富山県富山市本郷町三九二番一〇
限定承認者　末藤　安夫

限定承認公告

本籍愛知県一宮市西大海道字本郷七六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長谷川幸治

右被相続人は平成二十八年七月二十七日死亡し、その相続人らは平成二十九年一月三十日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月九日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目二〇番地二五号丸の内ＳＴビル六階弁護士法人名古屋総合法律事務所
相続財産管理人長谷川直子
代理人弁護士　小原　将裕

限定承認公告

本籍熊本県山鹿市山鹿八四番地、最後の住所熊本市北区植木町滴水四五一番地一　被相続人　亡　嶋田　義信

右被相続人は平成二十八年六月三十日死亡し、その相続人は平成二十八年八月九日熊本家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月九日

熊本市北区植木町滴水四五一番地一
相続財産管理人　嶋田　和子

株式売渡請求につき株券提出公告

当社の特別支配株主である愛知興産株式会社より株式売渡請求があり、当社はこれを承認いたしましたので、株式売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十九年三月十日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年二月九日

愛知県小牧市大字大草字年上坂五八二七番地一　愛知タイヤ工業株式会社
代表取締役　長瀬　正義

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金一億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年十月四日
掲載頁　六十二頁（号外第二一九号）

平成二十九年二月九日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社
赤坂国際会計内　特定目的会社軽井沢
取締役　荒川　和也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二千六百口を消却して二万三百四十口とすることにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年三月十日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年二月九日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社
赤坂国際会計内　特定目的会社軽井沢
取締役　荒川　和也

訂正公告

平成二十九年一月二十七日掲載の左記会社に係る合併公告中、「会社法第七九六条第一項」とあるは「会社法第七九六条第二項」、「(甲)http://www.oki.com/jp/printing/about-us/ekoukoku/index.html」とあるは「(甲) http://www.okidata.co.jp/company/ekoukoku.html」の誤りにつき訂正します。なお、この合併に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年二月九日

東京都港区芝浦四―一一―二二
(甲) 株式会社沖データ
代表取締役　波多野　徹
群馬県高崎市西横手町一番地一
(乙) 株式会社沖デジタルイメージング
代表取締役　石川　修

正誤

ページ	段	行	誤	正
七	上	二二	第二号中	第一号中

(原稿誤り)

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外二月九日付第二六号六四ページ◉官報郵送料のお知らせ　一月分（一部当り）の郵送料一、九三〇円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）